

法制度のご紹介

被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報(*)を提供します。
 (*)刑事手続の流れ、各種支援制度など

相談窓口のご案内

法テラスでは、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報(*)を収集し、「その方が必要とされる支援」を行っている窓口をご案内します。
 (*)お住まいの近くの支援団体の支援内容、連絡先など

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

法テラス地方事務所では、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、弁護士による法律相談などの支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士会からの推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。紹介は無料ですが、弁護士費用等が必要となります(一定の要件に該当する方は、弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます。)

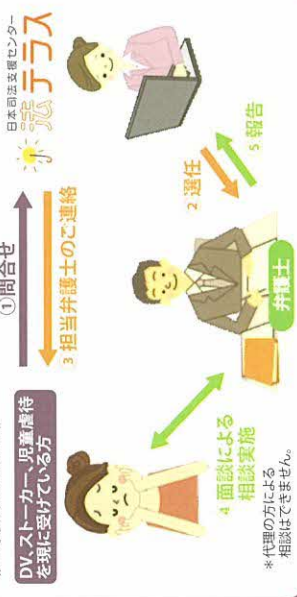
●弁護士費用等に関する援助制度

DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を行います。被害の防止に必要な内容であれば、ご相談いただけます。
 なお、下記の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,500円)をご負担いただきます。

- ◎**資産基準**
 法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること
 ※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に出支することとなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除されます。

《ご利用の流れ》



その他の援助制度

*一定の要件に該当される方は、弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます。

**刑事裁判に参加する
 「被害者参加人」のための国選弁護制度(刑事手続)**
 殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷等の被害を受けた方やご家族の方などで、裁判所から「刑事裁判への参加」を許可された方(被害者参加人)を対象に、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)の費用等を国が負担する制度です。

**日弁連委託援助
 (刑事手続・行政手続等)**
 殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行います。
 例)被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、犯罪被害者等給付金申請、マスコミへの対応・折衝など

**民事法律扶助
 (民事裁判等手続)**
 民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行います(法律相談援助)、弁護士費用等の立替えを行います(代理援助、書類作成援助)。
 例)損害賠償請求、損害賠償命令の申立てなど

犯罪被害者支援Q&A

ストーリー



二次元バーコード

法テラスは国が設立した公的な法人です。

2020年1月発行

Q1 ストーカー行為とは何ですか？

「ストーカー行為」とは、ストーカー規制法^{※1}において、特定の者に対する恋愛感情又はそれが満たされたい怨恨の感情を満たす目的で、特定の者やその配偶者等^{※2}に対し、次に例示する行為を繰り返していることとされています^{※3}。

- (1) つきまとい、待ち伏せ・住居等の見張り・押しかけ・付近のうろつき
- (2) 監視していると告げること
- (3) 面会・交際など義務のないことを行うよう要求すること
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること
- (5) 無言電話をかける・連続して電話をかける・連続してフックシミリやメールを送信する・SNSやブログ等を利用して連続してメッセージを送ること
- (6) 汚物などを送付すること
- (7) 名誉を害する事項を告げること
- (8) 性的羞恥心を害する事項を告げること

※1 ストーカー行為等の規制等に関する法律

※2 行為の目的が恋愛感情等と全く無関係な場合は、ストーカー規制法の対象外となりますが、具体的な態様によっては、迷惑防止条例や刑法の対象となります。

Q2 ストーカー被害にあっています。身を守るためにどうしたらよいですか？

ストーカー等の恋愛感情等のもつれに起因するトラブルは、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいものです。一人で悩まず、できる限り速やかに最寄りの警察署・警察本部にご相談ください。

また、警察では、被害の防止に関する活動を行っている民間団体等の紹介、被害防止のための物品の教示や貸出しなどの援助も行っていきます。

身の安全を図るためには、婦人相談所による一時保護や民間シェルターの利用も検討してください。利用申込みについては、地方公共団体の福祉担当窓口でご相談ください。

Q3 ストーカー被害に関して、弁護士に相談できることはありますか？

ストーカー被害に関する法的な手続については、弁護士に相談してください。

弁護士が代理人となり、被害者に接近・接触しないよう加害者に警告したり、ストーカー被害に関する慰謝料請求を含めた交渉をすることができている場合があります。また、加害者がインターネット上に被害者に関する個人情報を書き込んだり、被害者を中傷するような悪質な書き込みをしたような場合には、サイト管理者等に書き込みの削除を求めて交渉をすることも考えられます。

その他、ストーカー行為の加害者が被害者の配偶者や同居している交際相手等である場合には、身の安全を確保するために、Q2に挙げた方法に加え、DV防止法^{※1}に基づく保護命令を申し立てることができる場合もあります。

保護命令には、(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令の5種類があります。(2)～(4)の命令は単独で申し立てることはできず、(1)の命令に付随して発令されるものです。加害者が保護命令に違反した場合には、刑事罰が定められています。

※3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

Q4 加害者に対して処罰を求めたい場合には、どうしたらよいですか？

警察では、被害者の意思も踏まえつつ、ストーカー規制法、その他刑罰法令の適用による行為者の検挙や、警告、禁止命令等の行政手続の実施など、被害の未然・拡大防止を図っています。

また、法テラスでは、被害届の提出・告訴・告発等の刑事手続の流れや方法についてご案内をしておりますので、お問い合わせください。

※このほかにも、法テラスホームページ

www.houterasu.or.jp によくある質問とその答え(FAQ)を紹介していますので、ご覧ください。

※法テラスで行っている犯罪被害者支援の流れや弁護士費用等に関する援助制度については、別途リーフレットを作成しています。

Q5

加害者が逮捕され、現在は刑に服しているようですが、出所後に被害を受けるのではないかと不安です。加害者の情報は何も教えてもらえないのですか？

加害者が刑務所から釈放になる時期又は釈放になったことなどの通知を受けることができる制度があります。この制度には、2つの種類のものがあります。

第1は、被害者等通知制度に基づくものであり、被害者であれば、特段の理由を必要とせず通知を受けられるものです。これにより通知を受けられることができる情報は、満期出所の予定時期、受刑中の刑務所における処遇状況や、釈放年月日(釈放後)に限るなどです。

第2は、特に再被害防止のために必要がある場合に限り通知を受けられるものです。これにより通知を受けられることができる情報は、加害者の釈放予定時期・釈放直前に限るなどです。

通知を希望する場合は、事件を取り扱った検察官・検察事務官又は被害者支援員にお申し出ください。なお、第2については、検察等のほか、事件を取り扱った警察担当者に申し出ることでもできます。

Q6 弁護士に相談・依頼する費用がなくて困っています。

法テラスでは、一定の要件に該当する方については、弁護士費用等に関する援助を行っています。各制度の概要は、「弁護士費用等に関する援助制度」欄をご覧ください。

弁護士費用等についてご心配な方は、法テラスにお問い合わせください。各種援助制度の内容や利用条件をご案内いたします。

一人で悩まないで。

